

平成 10 年度

# 協同農業普及事業年次報告書

農 林 水 産 省

# 平成10年度

## 協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第15条の規定により、平成10年度における農業に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び協同農業普及事業交付金（以下単に「交付金」という。）の交付を受けて実施された事業の結果を取りまとめ、財政法（昭和22年法律第34号）第40条の規定による歳入歳出決算の添附書類として国会に提出するために作成したものである。

### 目次

第1	平成10年度の予算	(1)
第2	平成10年度において実施された事業の概要	(2)
1	普及職員の設置	(2)
(1)	専門技術員	(2)
(2)	改良普及員	(4)
2	普及職員の活動	(6)
(1)	専門技術員	(6)
(2)	改良普及員	(7)
3	地域農業改良普及センターの運営	(8)
(1)	指導用機材の整備	(8)
(2)	情報の収集・整理・提供	(8)
(3)	巡回指導用車両の整備	(8)
(4)	地域農業改良普及推進協議会等の開催	(8)
(5)	産休等改良普及員代替職員の設置	(9)
(6)	新規就農促進活動の実施	(9)
(7)	普及情報協力者の設置	(9)
4	普及協力委員の活動	(9)
5	農業者研修教育施設の運営	(9)
(1)	施設の運営	(9)

(2) 指導職員の研修の実施 .....	(9)
(3) 研修教育用機材の整備 .....	(10)
6 改良普及員の研修 .....	(10)
(1) 都道府県において行った研修 .....	(10)
(2) 国において行った研修 .....	(11)
7 農村青少年団体の指導者の育成 .....	(11)
(1) 農村青少年に対する研修 .....	(12)
(2) 青年農業士の育成 .....	(12)
 付 表 .....	 (14)

## 第1 平成10年度の予算

農業改良助長法により交付金を交付される協同農業普及事業の内容は、同法第14条第1項の規定により、次のように定められている。

- 一 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
- 二 専門技術員又は改良普及員が次条第2項、第3項又は第5項の事務を行うことにより、普及指導活動を行うこと。
- 三 地域農業改良普及センターを運営すること。
- 四 普及協力委員が第14条の7第2項の規定により活動を行うこと。
- 五 農業者研修教育施設において農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者に対し近代的な農業経営の担当者として必要な農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行うこと。
- 六 改良普及員の研修及び農業経営又は農村生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者の育成を行うこと。

平成10年度において定められた交付金の額は、30,145,823,000円であり、その都道府県別の額は付表1のとおりである。

(参考)

### 第14条の2 (略)

- 2 専門技術員は、試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、調査研究を行うとともに改良普及員を指導する。
- 3 専門技術員は、前項の事務の遂行に支障のない範囲内で、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たることができる。
- 4 (略)
- 5 改良普及員は、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たる。
- 6 (略)

### 第14条の7 (略)

- 2 普及協力委員は、改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を行う。

## 第2 平成10年度において実施された事業の概要

協同農業普及事業については、近年の農業及び農村を巡る情勢の著しい変化に対応し、能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域特性に即した農業の振興を図り、併せて農村生活の改善に資するため、農林水産大臣が定める協同農業普及事業の運営に関する指針を基本とし、都道府県が定める協同農業普及事業の実施に関する方針に従って、次のとおり実施した。

### 1 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員が設置されている。

なお、専門技術員及び改良普及員の任用に当たっては、農業改良助長法第14条の3の規定により一定の資格が必要とされており、この任用資格は、農業改良助長法施行令(昭和27年政令第148号)第2条及び第3条の規定により、資格試験に合格した者に与える方法と一定の学歴及び経験を有する者に与える方法(無試験任用)の二つの方法が定められている。

#### (1) 専門技術員

##### ア 専門技術員の設置

専門技術員は、試験研究機関、市町村、農業に関する団体及び教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について、調査研究を行うとともに改良普及員に対する指導を行っている。

また、専門技術員は、農業関係として稲及び麦、果樹、乳牛及び肉用牛等16専門項目に、生活関係として労働衛生、居住環境等5専門項目に区分されている。

専門技術員の設置に当たっては、都道府県が農業事情等を勘案して、国の定める専門項目から選定し、有資格者の中から設置している。

平成10年度末における設置数は656人であり、その専門項目別、学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、専門技術員の都道府県別設置数は付表2のとおりであり、都道府県別の専門項目別設置数は付表3のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数（平成11年3月31日現在）

区分	専門項目	員数	区分	専門項目	員数	
農業関係	稲及び麦	53人	農業関係	※工芸作物	2人	
	野菜及びいも類	77		※畜産一般	7	
	果樹	55		※乳牛	2	
	工芸作物及び雑穀	18	小計		553	
	花き	49	生活関係	労働衛生	18	
	飼料作物及び草地改良	20		居住環境	12	
	養蚕	12		生活経営	23	
	土壌及び肥料	40		農産物利用及び食品加工	14	
	病害虫	43		普及指導活動（農村生活）	20	
	乳牛及び肉用牛	32		※食物	4	
	養豚	5	※住居	5		
	養鶏	2	※家庭管理	1		
	農業機械	10	※食生活	6		
	農業経営	56	小計		103	
	普及指導活動（農業）	45	合計			656
	普及指導活動（青少年）	18				
	※稲	4				
	※麦及び雑穀	3				

注）※の付してある専門項目の専門技術員は、昭和59年度及び平成4年度における専門項目の再編以前に取得した資格で設置されているものである。

なお、便宜上、「農産物利用及び食品加工」は生活関係に、「普及指導活動（青少年）」は農業関係に分類した。

専門技術員の学歴別構成（平成11年3月31日現在）

区分	大学	短大			旧専実 科・技養	高校 (旧中・ 旧高女)	計
		旧高専	短大	農講等			
農業関係	員数(人)	431	0	20	99	0	553
	比率(%)	77.9	0	3.6	17.9	0	100.0
生活関係	員数(人)	36	0	47	20	0	103
	比率(%)	35.0	0	45.6	19.4	0	100.0
合計	員数(人)	467	0	67	119	0	656
	比率(%)	71.2	0	10.2	18.1	0	100.0

注）農講等……農業講習所、生活改良普及員養成施設、農業者研修教育施設、果樹・野菜・茶業試験場研修等（以下同じ。）

技養……農業会（農会）技術員養成所、栄養士養成所、保健婦養成所等（以下同じ。）

専門技術員の年齢別構成（平成11年3月31日現在）

区分	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56歳以上	計
農業関係	員数(人)	2	55	159	170	112	55
	比率(%)	0.4	9.9	28.8	30.7	20.3	9.9
生活関係	員数(人)	0	7	24	28	29	15
	比率(%)	0	6.7	23.3	27.2	28.2	14.6
合計	員数(人)	2	62	183	198	141	70
	比率(%)	0.3	9.4	27.9	30.2	21.5	10.7

イ 専門技術員の資格試験

専門技術員の資格試験は、農林水産大臣が「専門技術員資格試験等に関する省令」（昭和27年農林省令第71号）に基づき実施しているが、平成10年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

区分	専門項目 稲及び 麦	野菜及 びいも 類	果 樹	工芸作 物及び 雑穀	花 き	飼料作物 及び草地 改良	養 蚕	土壌及 び肥料
受 験 者 数(人)	154	185	141	35	98	21	11	46
合 格 者 数(人)	19	25	27	9	18	7	5	12
合 格 率(%)	12.3	13.5	19.1	25.7	18.4	33.3	45.5	26.1

区分	専門項目 病害虫	乳牛及 び肉用 牛	養 豚	養 鶏	農業機 械	農業経 営	労働衛 生	居住環 境
受 験 者 数(人)	75	45	8	6	17	108	14	8
合 格 者 数(人)	12	11	2	2	3	23	8	2
合 格 率(%)	16.0	24.4	25.0	33.3	17.6	21.3	57.1	25.0

区分	専門項目 生活経 営	農産物利 用及び食 品加工	普及指 導活動 (農業)	普及指 導活動(農 村生活)	普及指 導活動(青 少年)	合 計
受 験 者 数(人)	28	22	54	12	36	1,124
合 格 者 数(人)	10	8	15	5	13	236
合 格 率(%)	35.7	36.4	27.8	41.7	36.1	21.0

(2) 改良普及員

ア 改良普及員の設置

改良普及員は、その大部分が地域農業改良普及センターに所属し、直接農業者に接して農業経営又は農村生活の改善に関する普及指導活動を行っている。また、一部の改良普及員にあっては農業者研修教育施設（県農業大学校）に所属し、農業後継者たる農村青少年その他の農業を担うべき者の研修教育を行っている。

平成10年度末における設置数は9,978人であり、その学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、改良普及員の都道府県別設置数は付表2のとおりである。

改良普及員の学歴別構成（平成11年3月31日現在）

区 分		大 学	新 農 講	短 大			旧 専 実 科・技 養	高 校 (旧中・ 旧高女)	計
				旧 高 専	短 大	農 講 等			
農業 関係	員 数 (人)	5,996	313	0	445	1,635	0	158	8,547
	比 率 (%)	70.2	3.7	0	5.2	19.1	0	1.8	100.0
生活 関係	員 数 (人)	545	8	0	617	245	0	16	1,431
	比 率 (%)	38.1	0.6	0	43.1	17.1	0	1.1	100.0
合計	員 数 (人)	6,541	321	0	1,062	1,880	0	174	9,978
	比 率 (%)	65.6	3.2	0	10.7	18.8	0	1.7	100.0

注) 新農講……短大卒又は同等の学力のある者を入学資格とする2年課程の農業講習所

改良普及員の年齢別構成（平成11年3月31日現在）

区 分		25歳 以下	26～ 30歳	31～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56歳 以上	計
		農業 関係	員 数 (人)	392	1,567	1,799	1,258	752	825	
	比 率 (%)	4.6	18.3	21.0	14.7	8.8	9.7	11.8	11.1	100.0
生活 関係	員 数 (人)	71	144	136	176	173	227	295	209	1,431
	比 率 (%)	5.0	10.1	9.5	12.2	12.1	15.9	20.6	14.6	100.0
合計	員 数 (人)	463	1,711	1,935	1,434	925	1,052	1,304	1,154	9,978
	比 率 (%)	4.6	17.1	19.4	14.4	9.3	10.5	13.1	11.6	100.0

イ 改良普及員の資格試験

改良普及員の資格試験は、都道府県が条例で定めるところにより行っているが、全国的な統一を図るため農林水産省において条例準則を示している。

平成10年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

改良普及員資格試験実施概要

区 分	学 歴	大 学 院	大 学	新 農 講	短 大	農 講 等	高 校	計
	受 験 者 数 (人)		314	1,964	338	39	51	
合 格 者 数 (人)		258	1,388	204	24	28	20	1,922
合 格 率 (%)		82.2	70.7	60.4	61.5	54.9	50.0	70.0

## 2 普及職員の活動

### (1) 専門技術員

専門技術員の活動は、改良普及員に対する指導、専門の事項についての調査研究、試験研究機関等関係機関との連携等多岐にわたっている。

専門技術員は、個別に専門事項についての活動を行うほか、必要に応じて近年の農業技術の高度化、総合化の状況に対応し、プロジェクトチームの編成を行い、課題解決に当たっている。

#### ア 現地指導の実施

各都道府県内の地域農業改良普及センター、普及指導現場等を巡回し、改良普及員に対する指導を行った。

#### イ 調査研究の実施

改良普及員に対する指導の充実を図るため、農業の生産現場で生じている技術及び経営に係る問題又は農村生活の課題の解決方法等について、農業者のほ場等において実証調査等を行うとともに、実験研究、資料調査、実態調査等を行った。

平成10年度に実施した調査研究の内容別課題数は、次表のとおりである。

調査研究の内容別課題数

		内 容				課題数	内 容				課題数
個 別 対 応	農業関係	耕養畜農普	業指	導活	種蚕産管動	155	プロ ジ ェ ク ト チ ー ム 対 応	農 業 関 係	生 活 関 係	109	11
						5					
		30	計	245							
		19									
	36	生活関係	労居生農普	働住活	衛環経	生境管工動	11	計	120		
	3										
9	小 計		49								
15											
11	計	294	合 計	414							
11											

#### ウ 農業者の指導

改良普及員に対する指導及び調査研究の事務の遂行に支障のない範囲内で、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行った。

#### エ 指導用機材・資材の整備

専門技術員が調査研究又は改良普及員に対する指導を円滑に行うため、パーソナルコンピュータ、ファクシミリ、デジタルカメラ等の情報処理・提供機材、その他各種専門図書等を16道県において整備した。

また、農業振興上重要な地域であって専門技術員の現地指導活動を強化することが必要な地域が、都道府県の中心的な試験研究機関その他専門技術員の中心的な配置場所から遠距離にある等の場合には、当該地域に所在する試験研究機関等に地方専技室を設置している。

## (2) 改良普及員

### ア 活動体制

改良普及員の活動については、地域農業改良普及センターを拠点として、巡回指導、相談、実証ほの設置、実証モデル農業者の設定、情報の提供等の活動を総合的かつ体系的に行うことにより、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行っている。

改良普及員の活動体制は、農業関係及び生活関係の改良普及員相互の密接な連携の下に、高度かつ総合的な普及指導活動を計画的に行うため、管轄区域内の農業及び農村の実態に即して、地域農業改良普及センターの総合指導力が発揮されるような活動体制となっている。

すなわち、①管轄区域をいくつかの活動地域に区分し、それぞれの活動地域ごとに改良普及員からなるチームを編成し、普及指導活動を行う活動方式、②改良普及員が専門部門ごとに必要に応じていくつかのチームを編成し、管轄区域全体を対象として普及指導活動を行う活動方式、③上記①及び②を併用した活動方式のいずれかのうち、管轄区域内の農業及び農村の実態に即した適切な活動方式を定めるとともに、チームの普及指導活動を総括する改良普及員を置き、チーム内の改良普及員相互の協調を図りながら、常時、地域の農業者に密着した活動を行っている。また、市町村等に対する窓口的な役割を果たす改良普及員を置き、市町村等における普及事業と関連の強い重要施策や普及指導活動に対する具体的要請の把握を行う等市町村及び関係機関、団体と密接な連携を図りながら地域に密着した活動を行っている。

普及指導活動の方法としては、重点的に普及指導活動を行う必要性の高い個別農業者、法人、集団又は地域を重点指導対象として設定し、重点指導対象に対する普及指導活動の成果を管轄区域内に波及させることにより、効果的かつ効率的な普及指導活動を行っている。

また、普及指導活動を体系的、継続的に行い、その効果を高めるため、普及指導計画を樹立し、これに即した活動を行っている。普及指導計画は、基本計画と年度計画とからなっている。基本計画は、①長期的視点に立って普及指導の方向を明らかにすること、②重点指導対象を設定すること等を目的とするおおむね5年間の計画であり、年度計画は、基本計画に即して各年度の具体的な活動の進め方を定めている。特に、重点指導対象を中心に、計画の樹立、実施、評価、計画の変更等の手続を常時繰り返して、普及指導活動の深化を図っている。

### イ 活動内容

改良普及員の活動は、農業関係では、「技術革新の進展等に対応した高度・先進的技術等の普及」、「生産性向上・地域活性化等のための地域農業振興ビジョンの作成に関する指導」、「経営の分析診断等に基づく総合的な農業経営に関する指導」等の課題を重点に行った。

生活関係では、「農山漁村における女性の地位の向上・能力の発揮及び高齢者の熟練技術

者研修等の職務研修及び指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修を実施し、104人が受講した。

(3) 研修教育用機材の整備

研修教育に必要なトラクター、実体顕微鏡、pHメーター等の機械及び機材を計画的に整備した。

6 改良普及員の研修

農業技術の高度化、農業経営の専門化、農業者の生活の多様化、農村生活環境の変化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、改良普及員としての職務及び経験年数に応じた指導能力の向上並びに改良普及員が当面する具体的問題点を解決するための知識及び技術の習得のため、平成10年度には次のような研修を実施した。

(1) 都道府県において行った研修

ア 地域農業改良普及センター段階

(ア) 新任期研修

新任期の改良普及員に対して、指導助言を行う改良普及員（トレーナー）を明確にし、現地における普及指導活動の中で基礎指導力を早期に確立させるための任地研修等を実施した。

(イ) 現地課題解決研修

経験年数おおむね10年までの改良普及員に対して、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等についての研修を日常の業務を通じて実施した。

(ウ) 自己能力開発研修

改良普及員が普及指導活動を行う上で必要な新しい技術・知識を習得し、自己能力を開発及び向上させるためのグループ学習等の研修を実施した。

イ 都道府県段階

(ア) 新任期研修

新任期の改良普及員に対して、普及事業の概要、普及指導方法、技術課題、各県の農政課題等に関する集合研修を実施するとともに、実践的な指導力を養成するため、県農業大学校、試験研究機関等における研修を実施した。

(イ) 技術強化研修

経験年数おおむね4年以上の改良普及員に対して、高度・先進的技術、各県固有技術等の専門技術の強化のための研修、経営、流通及び情報等に関する研修を実施した。

(ウ) 総合課題解決研修

経験年数おおむね10年以上の改良普及員に対して、地域農業の組織化、農業・農村の活性化等の地域の総合的な課題を解決させるための研修を実施した。

(エ) 企画・管理研修

経験年数おおむね15～20年以上の改良普及員に対して、改良普及員の組織的な活動強化、効果的な研修の実施、地域農業改良普及センターと他機関との連携強化等、地域農業改良普及センターにおける普及指導活動の企画・管理上の諸課題を解決できる能力を養うための集合研修を実施した。

(オ) 留学派遣研修

経験年数4年以上の改良普及員に対して、研修目標を達成する上で必要となる先進的な技術・知識、普及指導方法等を習得させるために、国立大学、試験研究機関等への留学研修及び市場、先進地等への派遣研修を実施した。

(2) 国において行った研修

ア 新任期研修

新任期の改良普及員に対して、農政の基本的な推進方向、普及事業の基本的な推進方向及び普及指導活動の進め方等に関する基礎知識及び技術を習得させるため、4日間から9日間の研修を実施した。

イ 農政課題研修

改良普及員に対して、当面する農政の重要課題である農村地域の活性化・むらづくりを図るための効率的かつ効果的な普及指導活動の推進方法及び新政策の方向等を踏まえたグリーン・ツーリズムの推進に関する知識及び技術を習得させるため、4日間及び5日間の研修を実施した。

ウ 技術研修

(ア) 技術強化研修

生活関係の改良普及員に対して、普及指導活動に必要な知識及び技術を習得させるとともに、高度な普及指導活動の展開に必要な応用技術を体系的に理解させ、今後の現地活動の方向づけに必要な能力を付与するため、農産物活用部門及び農村環境部門について各々12日間の研修を実施した。

(イ) 活動効率化研修

改良普及員に対して、ブロック内に共通する当面の課題の解決に当たり、改良普及員相互の活動事例交換及び情報交換を通じて農業関係と生活関係の改良普及員の一体的な普及指導活動の方法等を習得させるため、2日間から4日間の研修を実施した。

エ 所長研修

新任の地域農業改良普及センターの所長に対して、当面の農政の重要課題、地域農業改良普及センターにおける組織運営、組織的な普及指導活動の推進方法等に関する知識を習得させ、所長としての指導能力の向上を図るため、5日間の研修を実施した。

7 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の指導者の育成については、日常の普及活動に加え、農村青少年に対する研修、青年農業士の活動の助長等を行うことを通じ、優れた青年農業者の育成を図った。

(1) 農村青少年に対する研修

農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、近代的な農業経営を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させ、又は、その集団活動を促進させるための研修等を実施した。

平成10年度において実施した研修の主なものは、次のとおりである。

ア 緑の学園の開催

高等学校在校生で将来農業に就業しようとする者を対象に、農業への理解と関心を深め、農業の担い手としての意欲を高揚させるため、夏期休暇等を利用し、農業者研修教育施設（県農業大学校）等で農業に関する実習及び研修会等を42道府県で実施した。

イ 講座制研修

就農青少年の農業経営や農家生活に関する総合的能力を養うため、働きながら3箇年にわたり段階的、体系的に研修が受けられるパートタイム方式の研修を地域農業改良普及センターと農業者研修教育施設（県農業大学校）等との緊密な連携のもとに40都道府県において実施した。

(2) 青年農業士の育成

農村青年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、38道府県において優れた農業青年を「青年農業士」として認定し（平成10年度末認定者数10,699人）、併せて研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。